

図形標章の不競法違反・商標権侵害事件：東京地裁平成 21(ワ)19888・平成 21 年 12 月 24 日（民 47 部）判決 棄却〔特許ニュース 12734〕

### 【キーワード】

不正競争防止法 3 条 1 項・2 項、商標法 3 6 条 1 項・2 項，3 7 条 1 号、バッグ製品の図形標章（商品表示）標章の類似（外観・称呼・観念）対比観察か離隔観察か

### 【事 実】

本件は、別紙原告標章目録記載の標章（以下「原告標章」という。）を付したトランクや鞆等を製造販売し、別紙商標目録記載の商標（以下「原告商標」という。）について後記商標権を有する原告が、別紙被告標章目録記載 1 の標章（以下「被告標章 1」という。）を付したバッグ（以下「被告バッグ製品」という。）及び同目録記載 2 の標章（以下「被告標章 2」という。また、被告標章 1 及び 2 を併せて、「各被告標章」という。）を付した靴（以下「被告靴製品」という。また、被告バッグ製品及び被告靴製品とを併せて、「各被告製品」という。）を輸入し、販売し、販売のために展示した被告に対し、各被告標章は原告標章や原告商標と類似し、被告による各被告製品の輸入、販売及び販売のための展示が不正競争防止法 2 条 1 項 1 号ないし 2 号に該当する行為であること、あるいは、被告による被告バッグ製品の輸入、販売及び販売のための展示が原告の有する商標権を侵害する行為であることを主張し、不正競争防止法 3 条 1 項，2 項に基づき、各被告製品の輸入、販売及び販売のための展示の差止めを求めるとともに各被告製品の廃棄を求め、商標法 3 6 条 1 項，2 項，3 7 条 1 号に基づき、被告バッグ製品の輸入、販売及び販売のための展示の差止めを求めるとともに被告バッグ製品の廃棄を求め、民法 7 0 9 条（不正競争防止法 4 条）に基づき損害賠償として金 1 5 0 0 万円の支払を求める事案である。

なお、附帯請求は、不法行為の後の日である平成 2 1 年 6 月 1 9 日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払請求である。

#### 1 争いのない事実等

##### （1）当事者（弁論の全趣旨）

ア 原告（ゴヤール サントノレ）は、トランク、鞆、袋物の製造販売を業とするフランス国の法人である。

イ 被告（アディダスジャパン株式会社）は、運動用具及び衣類等スポーツ用品並びに靴の輸出入、販売等を業とする株式会社であり、ドイツ国の法人であるアディダス社の日本における子会社である。

(2) 原告の商標権(甲11の1・2, 甲13, 乙28)

原告は, 原告商標について次の商標権(以下「原告商標権」という。)を有する。

登録番号 第4977875号  
出願年月日 平成17年12月13日  
出願番号 商願2005-121333  
登録年月日 平成18年8月11日  
優先権主張 国名 フランス共和国  
出願年月日 2005年6月16日

商品及び役務の区分 第18類

指定商品 かばん類, 皮革製旅行用具入れ, 旅行用衣服かばん, 旅行用トランク, 旅行用小型手提げかばん, 携帯用化粧道具入れ, リュックサック, ハンドバッグ, ビーチバッグ, 通学用かばん, スーツケース, ブリーフケース, 札入れ, 財布(貴金属製のものを除く), 皮革製キーケース, カード入れ, 傘, 日傘, つえ

商標 別紙商標目録記載のとおり

(3) 原告標章の使用(甲2の1・2, 甲4の各枝番, 甲20の1・2等)

原告は, その製造販売するトランク, 鞆, 袋物に原告標章を付している。

(4) 被告の行為(甲6, 弁論の全趣旨)

ア 被告は, 被告標章1を付したバッグ(定価1万8165円(税込み), 甲21の1, 被告バッグ製品)及び被告標章2を付した靴(定価1万4700円(税込み), 甲21の2, 被告靴製品)を, 遅くとも平成20年初めころから, 輸入し, 販売し, 販売のために展示していた。

イ 被告は, 各被告製品の輸入, 販売及び販売のための展示を停止した。

## 2 争点

(1) 不正競争防止法違反の成否(争点1)

(2) 商標権侵害の成否(争点2)

(3) 差止め及び廃棄の必要性(争点3)

(4) 損害額(争点4)

## 【判断】

1 争点1(不正競争防止法違反の成否)について

(1) 原告標章と被告標章1との類否について

ア 原告標章の外観

(ア) 原告標章は, 同じ大きさの3つの杉綾(ヘリンボーン)を, 各杉綾の

凸側の綾線が他の2つの杉綾の凸側の綾線とそれぞれ接するように隣り合わせに配して、「Y」字形としたモチーフ（一模様の単位）を連続して配して成る。

(イ) 上記モチーフは、多数の白色の小さな卵形の点が3列に描かれて成る杉綾、多数の薄茶色の小さな卵形の点が3列に描かれて成る杉綾、多数の濃い茶色の小さな卵形の点が3列に描かれて成る杉綾で構成される。

(ウ) 各モチーフは、モチーフを構成する杉綾の凹み部が、上部、右下部、左下部に配されたモチーフを構成する2つの杉綾の端部と接するように（白色の杉綾の凹み部には、薄茶色の杉綾の端部及び濃い茶色の杉綾の端部が、薄茶色の杉綾の凹み部には、白色の杉綾の端部及び濃い茶色の杉綾の端部が、濃い茶色の杉綾の凹み部には、白色の杉綾の端部及び薄茶色の杉綾の端部が、それぞれ接するように）連続して配されている。各モチーフの隙間である地の部分は、一定の三角形の形状を成している。

#### イ 被告標章1の外観

(ア) 被告標章1は、同じ大きさの3つの葉（楕円形に近い形で、かつ、長軸方向の両端が尖った形状）を、うち1葉は長軸方向を縦として垂直に、うち2葉は上記垂直に配された葉の左右にこれに接するように斜めに、各葉の長軸方向の下端部がほぼ1点に集まるように配して、扇形状としたモチーフを連続して配して成る。

(イ) 上記モチーフは、多数の黄緑色（緑がかった薄茶色）の小さな卵形の点が描かれて成る中央部の葉、多数の白色の小さな卵形の点が描かれて成る右部の葉、多数の茶色の小さな卵形の点が描かれて成る左部の葉で構成される。

(ウ) 上記モチーフは、モチーフを構成する右部の葉（白色）の上端部が、右横に配されたモチーフを構成する左部の葉（茶色）の上端部及び右上部に配されたモチーフの下部中央（3つの葉の長軸方向の下端部）付近に、左部の葉（茶色）の上端部が、左横に配されたモチーフを構成する右部の葉（白色）の上端部及び左上部に配されたモチーフの下部中央（3つの葉の長軸方向の下端部）付近に、それぞれ接するように連続して配されている。

各モチーフの隙間である地の部分の形状は一定でない。

#### ウ 原告標章と被告標章1との対比

原告標章の外観と被告標章1の外観とは、同じ大きさの3つの図形から構成されるモチーフを連続して配して成る模様である点、モチーフを構成する図形が多数の小さな卵形の点が描かれて成る点、モチーフを構

成する図形に白色及び茶色が用いられている点において共通する。

しかしながら，原告標章の外観と被告標章1の外観とは，原告標章のモチーフを構成する図形が杉綾（ヘリンボーン）であるのに対し，被告標章1のモチーフを構成する図形が葉（楕円形に近い形で，かつ，長軸方向の両端が尖った形状）である点，原告標章のモチーフは「Y」字形であるのに対し，被告標章1のモチーフは扇形状である点，原告標章においては，各モチーフの隙間である地の部分は一定の三角形の形状を成しているのに対し，被告標章1においては，各モチーフの隙間である地の部分は一定の形状でない点等において相違している。

原告標章の外観と被告標章1の外観との間には，上記 ないし の共通点があるものの，上記 ないし の相違点があるため，原告標章は，全体として，「3色の杉綾（ヘリンボーン）から構成される「Y」字形をモチーフとした模様」という印象を与えるのに対し，被告標章1は，全体として，「3色の葉から構成される扇形をモチーフとした模様」という印象を与える。

上記のとおり，原告標章の外観と被告標章1の外観とは，全体として異なる印象を与えるものであり，類似しない。

また，仮に，原告標章，あるいは被告標章1から何らかの称呼又は観念が生じ得るとしても，原告標章の外観及び被告標章1の外観は，前記認定のとおりであって，両者は外観において類似しないのであるから，両標章から同一又は類似の称呼や観念が生じることはない。

よって，原告標章と被告標章1とは類似しない。

（2）原告標章と被告標章2との類否について

ア 原告標章の外観は，前記（1）アで認定したとおりである。

イ 被告標章2の外観

（ア）被告標章2は，同じ大きさの3つの葉（楕円形に近い形で，かつ，長軸方向の両端が尖った形状）を，うち1葉は長軸方向を縦として垂直に，うち2葉は上記垂直に配された葉の左右にこれに接するように斜めに，各葉の長軸方向の下端部がほぼ1点に集まるように配して，扇形状としたモチーフを連続して配して成る。

（イ）上記モチーフは，多数の黄緑色（緑がかった薄茶色）の小さな卵形の点が描かれて成る中央部の葉，多数の白色の小さな卵形の点が描かれて成る右部の葉，多数の茶色の小さな卵形の点が描かれて成る左部の葉で構成される。

（ウ）上記モチーフは，モチーフを構成する右部の葉（白色）の上端部が，右横に配されたモチーフを構成する左部の葉（茶色）の上端部及び右上

部に配されたモチーフの下部中央（3つの葉の長軸方向の下端部）付近に、左部の葉（茶色）の上端部が、左横に配されたモチーフを構成する右部の葉（白色）の上端部及び左上部に配されたモチーフの下部中央（3つの葉の長軸方向の下端部）付近に、それぞれ接するように連続して配されている。

各モチーフの隙間である地の部分の形状は一定でない。

#### ウ 原告標章と被告標章2との対比

原告標章の外観と被告標章2の外観とは、同じ大きさの3つの図形から構成されるモチーフを連続して配して成る模様である点、モチーフを構成する図形が多数の小さな卵形の点が描かれて成る点、モチーフを構成する図形に白色及び茶色が用いられている点において共通する。

しかしながら、原告標章の外観と被告標章2の外観とは、原告標章のモチーフを構成する図形が杉綾（ヘリンボーン）であるのに対し、被告標章2のモチーフを構成する図形が葉（楕円形に近い形で、かつ、長軸方向の両端が尖った形状）である点、原告標章のモチーフは「Y」字形であるのに対し、被告標章2のモチーフは扇形状である点、原告標章においては、各モチーフの隙間である地の部分は一定の三角形の形状を成しているのに対し、被告標章2においては、各モチーフの隙間である地の部分は一定の形状でない点等において相違している。

原告標章の外観と被告標章2の外観との間には、上記 ないし の共通点があるものの、上記 ないし の相違点があるため、原告標章は、全体として、「3色の杉綾（ヘリンボーン）から構成される「Y」字形をモチーフとした模様」という印象を与えるのに対し、被告標章2は、全体として、「3色の葉から構成される扇形をモチーフとした模様」という印象を与える。

上記のとおり、原告標章の外観と被告標章2の外観とは、全体として異なる印象を与えるものであり、類似しない。

また、仮に、原告標章、あるいは被告標章2から何らかの称呼又は観念が生じ得るとしても、原告標章の外観及び被告標章2の外観は、前記認定のとおりであって、両者は外観において類似しないのであるから、両標章から同一又は類似の称呼や観念が生じることはない。

よって、原告標章と被告標章2とは類似しない。

（3）以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、被告による各被告製品の輸入、販売及び販売のための展示が不正競争防止法2条1項1号ないし2号に該当する行為であるとは認められない。

## 2 争点2（商標権侵害の成否）について

### （1）原告商標の外観

ア 原告商標は、同じ大きさの3つの杉綾（ヘリンボーン）を、各杉綾の凸側の綾線が他の2つの杉綾の凸側の綾線とそれぞれ接するように隣り合わせに配して、「Y」字形としたモチーフを連続して配して成る。

イ 上記モチーフは、多数の白色の小さな卵形の点が3列に描かれて成る杉綾、多数の薄茶色の小さな卵形の点が3列に描かれて成る杉綾、多数の濃い茶色の小さな卵形の点が3列に描かれて成る杉綾で構成される。

ただし、原告商標の中央部に位置するモチーフのみは、少なくとも、白色の部分が「E GOYARD」とのアルファベット文字等を杉綾状に配して、薄茶色の部分が「HONORE」及び「PARIS」のアルファベット文字を杉綾状に配して成る杉綾で構成されている（なお、原告の実際の商品においては、模様を構成するモチーフの一部に、白色の「E GOYARD」のアルファベット文字等から成る杉綾、濃い茶色の「233 R St」及び「PARIS」のアルファベット文字等から成る杉綾、薄茶色の「HONORE」及び「PARIS」のアルファベット文字から成る杉綾で構成されたモチーフが使用されている（甲2の1、甲20の1・2、乙17等）ものの、原告商標権に係る登録証、出願関係書類等（甲11の1・2、乙27、28、乙29の1ないし3）からは、濃い茶色の部分の詳細は判然としない。）。

ウ 各モチーフは、モチーフを構成する杉綾の凹み部が、上部、右下部、左下部に配されたモチーフを構成する2つの杉綾の端部と接するように（白色の杉綾の凹み部には、薄茶色の杉綾の端部及び濃い茶色の杉綾の端部が、薄茶色の杉綾の凹み部には、白色の杉綾の端部及び濃い茶色の杉綾の端部が、濃い茶色の杉綾の凹み部には、白色の杉綾の端部及び薄茶色の杉綾の端部が、それぞれ接するように）連続して配されている。

各モチーフの隙間である地の部分は、一定の三角形の形状を成している。

（2）被告標章1の外観は、前記1（1）イで認定したとおりである。

### （3）原告商標と被告標章1との対比

原告商標の外観と被告標章1の外観とは、同じ大きさの3つの図形から構成されるモチーフを連続して配して成る模様である点、モチーフを構成する図形が多数の小さな卵形の点が描かれて成る点、モチーフを構成する図形に白色及び茶色が用いられている点、において共通する。

しかしながら、原告商標の外観と被告標章1の外観とは、原告商標のモチーフを構成する図形が杉綾（ヘリンボーン）であるのに対し、被告標章1のモチーフを構成する図形が葉（楕円形に近い形で、かつ、長軸方向の両端が尖った形状）である点、原告商標のモチーフは「Y」字形であるのに対し、被告

標章1のモチーフは扇形状である点、原告商標においては、各モチーフの隙間である地の部分は一定の三角形の形状を成しているのに対し、被告標章1においては、各モチーフの隙間である地の部分は一定の形状でない点、原告商標を構成するモチーフの一部はアルファベット等の文字を杉綾状に配して成る図形により構成されているのに対し、被告標章1を構成するモチーフはすべて卵形の点が描かれて成る図形で構成されている点等において相違している。

原告商標の外観と被告標章1の外観との間には、上記「ないし」の共通点があるものの、上記「ないし」の相違点があるため、原告商標は、全体として、「3色の杉綾（ヘリンボーン）から構成される「Y」字形をモチーフとした模様」という印象を与えるのに対し、被告標章1は、全体として、「3色の葉から構成される扇形をモチーフとした模様」という印象を与える。

上記のとおり、原告商標の外観と被告標章1の外観とは、全体として異なる印象を与えるものであり、類似しない。

また、仮に、原告商標、あるいは被告標章1から何らかの称呼又は観念が生じ得るとしても、原告商標の外観及び被告標章1の外観は、前記認定のとおりであって、両者は外観において類似しないのであるから、両標章から同一又は類似の称呼や観念が生じることはない。

よって、原告商標と被告標章1とは類似しない。

(4) 以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、被告による被告バッグ製品の輸入、販売及び販売のための展示が原告の有する原告商標権を侵害する行為であるとは認められない。

3 よって、その余の点について判断するまでもなく、原告の本訴請求はいずれも理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

## 【論 説】

### 1. 不競法2条1項1号・2号の成否について

1.1 本件の原告は、商標目録に示す標章について、商品区分と指定商品を第18類かばん類等とする商標登録第4977875号の商標権に係る商標権者であるところ、被告に対し、商標権侵害に対する差止請求をするとともに、不正競争防止法2条1項1号・2号に該当する行為として差止め請求をし、同時に民法709条に基づき損害賠償を請求した事案である。

しかし、原告が第1の争点として商標権侵害の成否からではなく、不競法の成否から入った理由はある。それは、本件商標に係る標章態様が、同じ大きさの3つの杉綾を、各杉綾の凸側の綾線が他の2つの杉綾の凸側の綾線と接するように配して「Y」字形としたモチーフを連続配列して成る図形の中央部に、

GOYARD（判読不明）の文字を配して成るものであるのに対し、被告の標章態様は1も2も、同じ大きさの3つの葉を、うち1葉は長軸方向を縦とし垂直に、うち2葉は上記1葉の左右に接するよう斜めに、各葉の長軸方向の下端部がほぼ一点に集まるように配して扇形状としたモチーフを連続配置して成る図形だけから成ることにあつたと思われる。

1.2 しかし、不競法2条1項1号・2号で規定する他人の商品等表示中の「標章」とは、商標法2条1項柱書にいう「標章」と同義であるから、標章の類似問題は商標法のそれと同列に考えればよいが、前記不競法の規定にはさらに困難な要件が課されている。それは、1号では「需要者間周知+商品の混同」、2号では「著名」である。これらの要件を充足させるための証拠については、特に後者の著名性についてはインターネットによる紹介・販売の事実によって原告は立証しているが、それらの事実は原告にとって必ずしも有利な証拠とはならず、逆に被告商標との違いを明確にしたことになったかも知れない。

そうであれば、事案としては、専ら商標権侵害で攻撃すればよかつたのではないかと思うが、そうはいかないのが本件であつたのである。

## 2. 商標権侵害の成否について

2.1 判決は、両標章の外観を対比観察すると、両者には抽象的には共通のモチーフはあるが、具体的には別異のモチーフとした模様から成るものであり、全体として異なる印象を与えるから、類似しないと判断したが、この対比観察法は、正に創作の異同に通ずる意匠の類否判断の観察法である。

しかし、商標の類否判断の観察法は、教科書的には隔離的観察であるから、侵害裁判所は商標の類否判断法を意匠のそれと混同しているのか、それとも意識して変えようとしているのか、わからない。

もっとも、不競法における商品等表示の類否判断法はどちらかと問われるとすれば、「その他の商品又は営業を表示するもの」である他人の商品等表示を保護することを法益とすることを考慮すれば、隔離的観察をもって標章の類否は決めることが妥当というべきだろう。

2.2 すると、本件にあって両標章の態様は類似となるのかといえ、そうではないようである。そこは、判決が、各標章についての構成態様を具体的に説示しているところから、両者の相違性をわれわれは理解できるし、その結果、両標章を非類似と判断したのは妥当であることも理解できるのである。

結局、このような事件においては、各標章のモチーフないしアイデアについても、それを具体的かつ隔離的観点から観察して判断することが必要であることを、この事件判決は教えているといえる。

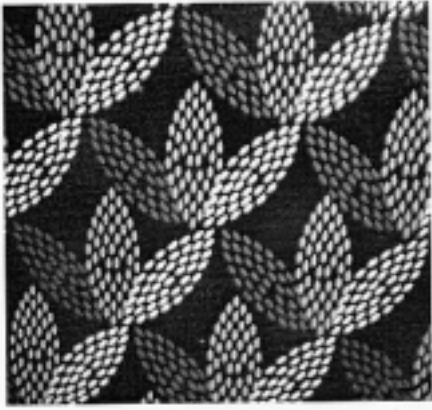
〔牛木 理一〕



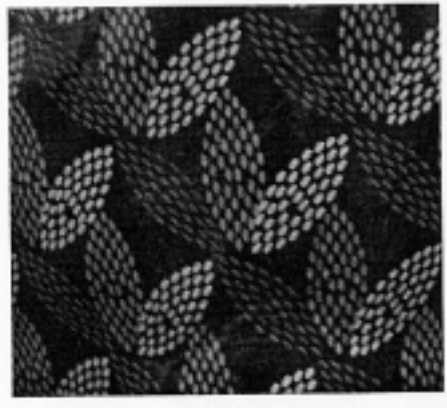
(別紙)

被告標章目錄

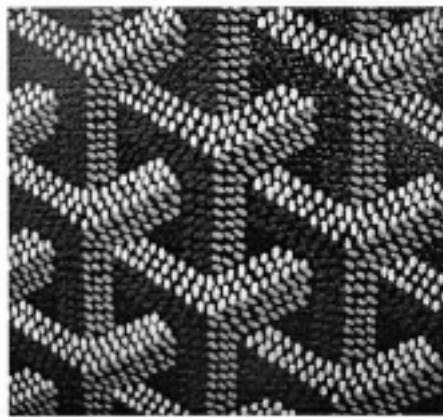
1



2



原告標章目錄



商標目錄

